

# 技術協力業務委託特記仕様書

## I 業務概要等

1. 業務名称 川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設事業に係る技術協力業務委託

2. 業務概要 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

3. 履行期間 契約日から令和6年1月中旬（工事仮契約締結日）まで

4. 工事概要 川口総合文化センターと美術館が 市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む全く新しい文化芸術の創造・発信拠点となるような計画としていく。更には、文化・芸術は子ども達の教育にも非常に有益であることから、様々な教育プログラムを実施できる美術館とする。

## 5. 適用

本特記仕様書に記載されていない事項は、「川口市建築設計業務委託共通仕様書」による。本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。「■」印と「☒」印が付いた場合は共に適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

## 6. 設計と条件

### (1) 敷地の条件

- a. 所在地 川口市川口3丁目188-151、152
- b. 敷地面積 川口総合文化センター：6,999.97 m<sup>2</sup>（既存）  
川口駅西口地下駐車場：6,595.81 m<sup>2</sup>（既存）※敷地設定により変更有
- c. 用途地域 商業地域
- d. 防火地域 ■防火 □準防火 □指定なし
- e. 地域地区等 ①川口総合文化センター  
高度利用地区、首都圏整備法の既成市街地、駐車場整備地区  
②駐車場  
都市計画公園、首都圏整備法の既成市街地、駐車場整備地区

### (2) 施設の条件

- a. 施設名称 ①川口総合文化センター ②美術館
- b. 施設用途 ①総合文化センター ②美術館・駐車場

### (3)-1 川口総合文化センター大規模改修建築物の条件

- a. 棟名称 ①タワー棟 ②ホール棟
- b. 建築物用途 ①事務所、スタジオ、テナント  
②展示ホール、メインホール、音楽ホール
- c. 面積 延べ面積 35,875 m<sup>2</sup>

- d. 構造、階数 S造、地上14階・地下2階・塔屋1階
- f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 \_\_\_\_\_
- (3)-2 美術館建築物の条件
- a. 棟名称 川口市立美術館 川口駅西口地下駐車場
- b. 建築物用途 美術館 駐車場  
(平成31年国土交通省告示第98号別添二第十二号第2類)
- c. 面積 延べ面積：地下駐車場：約6,600㎡ 美術館：約4,300㎡  
全体：約10,900㎡
- d. 構造、階数 地下駐車場：SRC造 美術館：S造（一部RC造）  
地下2階 地上3階
- e. 耐震安全性の分類  
構造体 II類  
建築非構造部材 B類  
建築設備 乙類
- f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修
- (4) 計画の条件
- a. 設計方針 以下について特に配慮した計画とすること。  
( [ ] 内の数字は優先順位を示す。)  
■コスト縮減 [2]、■工期の短縮 [1]、■工事現場の仮設計画 [4]  
■メンテナンスの容易性 [5]、  
■デザイン性 [6]、■施設同士の関連性 [3]
- b. 目標工事費 約21,000,000円(税込み) 以下
- c. 予定工期 令和6年4月～令和7年12月(予定)
- (5) 同施設関連の別発注業務  
川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設事業に係る実施設計業務委託  
受注者：香山建築研究所
- (6) 設計と条件の資料  
設計と条件については、次の資料による。  
■基本設計図書

## II 業務仕様

### 1. 業務内容

- (1) 設計の確認  
受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。設計の内容について質疑がある場合は、監督員に報告し指示を受けるものとする。
- (2) 施工計画書の作成  
受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成し提出すること。
- (3) 業務工程表及び業務計画書の作成・提出  
業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。
- (4) 技術情報等の提出  
受注者は、発注者からの実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び設計への反映に際に必要となる、技術提案に関する機能・性能、適用条

件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出すること。

(5) 全体工事費の算出

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて監督員と協議を行うとともに、監督員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出すること。

(6) 関係機関等との協議資料作成支援

受注者は、発注者及び設計者が行う地元及び関係行政機関との協議、学識経験者への意見聴取の資料について、施工の観点からの助言や、技術情報の提供により支援を行う。

(7) 技術提案

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に関わらずコスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

(8) 設計調整協議

受注者は、発注者及び設計者と設計に関する調整協議を適宜行う。なお、協議時には管理技術者、各主任技術者は必ず参加すること。

(9) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成し監督員の承認を受けること。

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 技術協力業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- b. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- c. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- d. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。
- e. 工期検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- f. アスベスト含有建材の事前調査・事前調査報告について  
令和4年4月1日より「大気汚染防止法第18条の15第6項」により、施工業者（元請事業者）は石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する義務がある。  
よって、実施設計において対象箇所を設計業者と協議し工事着手前には報告を済ませること。また、受注者からのアスベスト調査結果を参考にし、工事において分析調査が必要だと判断される建材においては工事費用に見込むこと。  
**※注意：**採取・分析調査費については、物理的に隠蔽されていて調査できないものに限り工事の設計変更の対象とする。
- g. 設計にあたっては埼玉県産の建設資材及び川口市産品の積極的な利用に努めること。
- h. 当該設計にあたっては、市との協議を十分に行い、市の合意のうえ進めること。

### (2) 設計協力協定書

「川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事」に関して、発注者、設計者、優先交渉権者は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は「川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事」において、発注者、設計者及び優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

(調整・協力)

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する  
(有効期限)

第3条 本協定は、本協定の締結の日から令和6年度1月の工事仮契約締結まで。

(その他)

第4条 本協定書に定めのない事項について、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して定めるものとする

(3) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出た場合、基準間に相違がある場合については**最新版**を適用する。但し、当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(4) 管理技術者、主任技術者の資格要件

a. 管理技術者

■一級建築士、一級建築施工管理技士及び監理技術者講習受講者

※異業種特定建設工事企業体(乙型)の建築工事共同企業体(甲型)の代表構成員

b. 主任技術者

■一級建築施工管理技士(建築)又は主任技術者となる資格を保有している者

■一級管工事施工管理技士(設備)又は主任技術者となる資格を保有している者

■一級電気施工管理技士(電気)又は主任技術者となる資格を保有している者

■技術士(機械)又は主任技術者となる資格を保有している者

※甲型共同企業体の採用に準じて必要な資格とする

(5) 打合せ及び記録

打合せまたは協議をおこなった際には、速やかに打合せ議事録を作成し、設計業者と内容の精査をしたものを監督員に提出すること。

(6) 成果物等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求められることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求められることができるものとする。

成果物等とは、

ア. 業務の成果物(未完成の成果物を含む。)

イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

(a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど(ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。

(b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

(d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c. 上記a及びbの規定は、契約終了後も対象とする。

- d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。
- (7) その他、業務の履行に係る条件等
- a. 成果物の提出場所 川口市本庁舎 6 階 新拠点施設推進室
- b. 成果物の取扱いについて  
提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- c. 写真の著作権の権利等について  
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- (a) 写真は、市が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- (b) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
- ア. 写真を公表すること。
- イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- d. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- (a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### 3. 成果物、提出部数等

#### (1)成果物、部数

- ・技術提案資料 一式（設計に採用された内容に限る）
- ・打合せ議事録 一式（設計業者と内容を精査したものとする）
- ・全体工事費の積算資料 一式（見積り含む）
- ・全体工事工程表
- ・その他監督員の指示による。

上記記載の内容をキングファイル及びPDFデータにまとめ1部提出すること。

注意：CADデータの形式は、以下とする。

CADデータの形式	■ j w w ・ ■ d x f ・ ■ p d f ・ ■ d w g
-----------	---------------------------------------

別紙1 適用基準等（〈国〉：国土交通省、〈文〉：文部科学省、〈県〉：埼玉県、〈他〉：その他）

a. 共通 ( 年版等 )

- 〈国〉官庁施設の基本的性能基準
- 〈国〉官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 〈国〉官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 〈国〉官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 〈国〉官庁施設の防犯に関する基準
- 〈国〉官庁施設の環境保全性基準
- 〈県〉埼玉県環境配慮方針
- 〈県〉埼玉県グリーン調達推進方針
- 〈国〉官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 〈県〉埼玉県福祉のまちづくり条例
- 〈県〉埼玉県公共事業景観形成指針
- 〈県〉建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 〈国〉建築物解体工事共通仕様書
- 〈県〉彩の国建設リサイクル実施指針
- 〈県〉建設副産物の手引き
- 〈県〉石綿飛散防止対策マニュアル
- 〈県〉埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事ガイドライン
- 〈国〉公共建築工事標準単価積算基準
- 〈国〉営繕工事積算チェックマニュアル
- 〈県〉埼玉県建築工事積算基準
- 〈県〉埼玉県建築工事共通費積算基準
- 〈市〉川口市バリアフリー基本構想
- 〈市〉川口市バリアフリー特定計画

最新版

b. 建築 ( 年版等 )

- 〈国〉建築設計基準
- 〈国〉建築設計基準の資料
- 〈国〉建築構造設計基準
- 〈国〉建築構造設計基準の資料
- 〈国〉構内舗装・排水設計基準
- 〈国〉構内舗装・排水設計基準の資料
- 〈国〉建築工事設計図書作成基準
- 〈国〉建築工事設計図書作成基準の資料
- 〈国〉建築工事標準詳細図
- 〈国〉敷地調査共通仕様書
- 〈県〉埼玉県建築工事特別共通仕様書
- 〈国〉建築工事監理指針
- 〈国〉建築改修工事監理指針

最新版

c. 建築積算 ( 年版等 )

- 〈国〉公共建築数量積算基準
- 〈国〉公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 〈国〉公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

最新版

d. 設備 ( 年版等 )

- <国>建築設備計画基準
- <国>建築設備設計基準 最 新 版
- <国>建築設備工事設計図書作成基準
- <国>雨水利用・排水再利用設備計画基準
- <国>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- <国>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- <県>埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- <県>埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
- <他>建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター） 最 新 版
- <他>建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
- <国>空気調和システムのライフサイクルエネルギー・マネジメントガイドライン
- <県>設備設計の留意事項（埼玉県都市整備部設備課）
- <他>給排水衛生設備規準（（公財）空気調和・衛生工学会）
- <他>劇場等演出空間電気設備指針 2014（（一社）電気設備学会）
- e. 設備積算 （ 年 版 等 ）
- <国>公共建築設備数量積算基準
- <国>公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） 最 新 版
- <国>公共建築工事見積標準書式（設備工事編）